令和6年12月

奈 良 県 警 察 速 度 管 理 指 針（令和７年）

交通事故抑止のためには、警察が適切な最高速度規制等を実施するとともに、交通指導取締り、交通安全教育や情報発信等を行い、県民の皆様にこれを遵守していただくといったサイクルが重要です。ここでは、交通事故と速度の関係や交通指導取締りの効果、必要性等をお伝えします。

○ 車両の速度と停止距離
車両速度の2乗に比例して停止距離が伸びます。
速度が上がれば、衝突の回避が困難になります。

○ 衝突時の速度
衝突時の速度が30km/h を超えると歩行者が致命傷を受ける確率が急上昇します。

○ 危険認知速度（事故直前に「危ない」と思った時の速度）
危険認知速度が高くなると死亡事故に至る可能性が高くなります。

○ 奈良県の場合
奈良県下の過去5年間の人身事故を見ても、危険認知速度が高くなるに従って、重傷以上となる割合が増加しています。

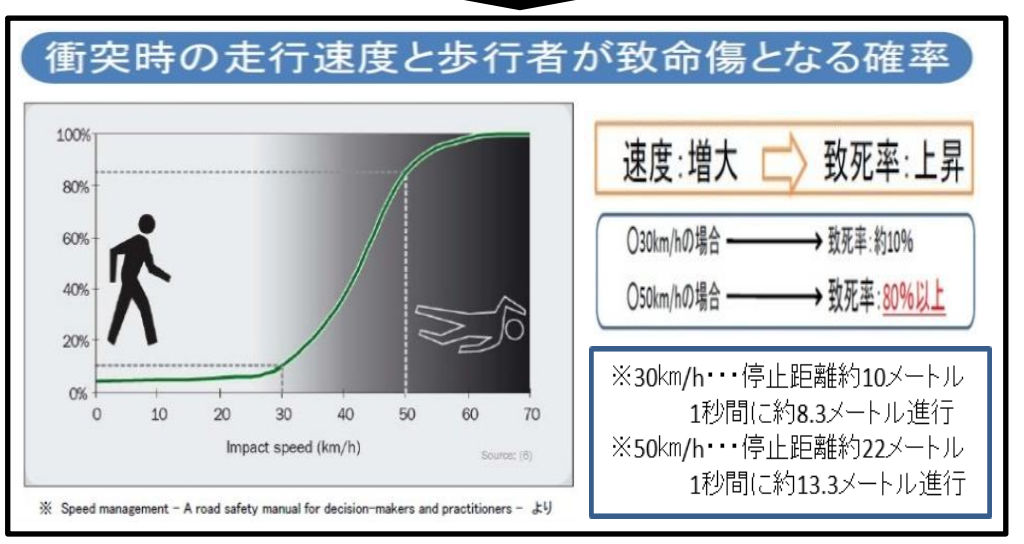

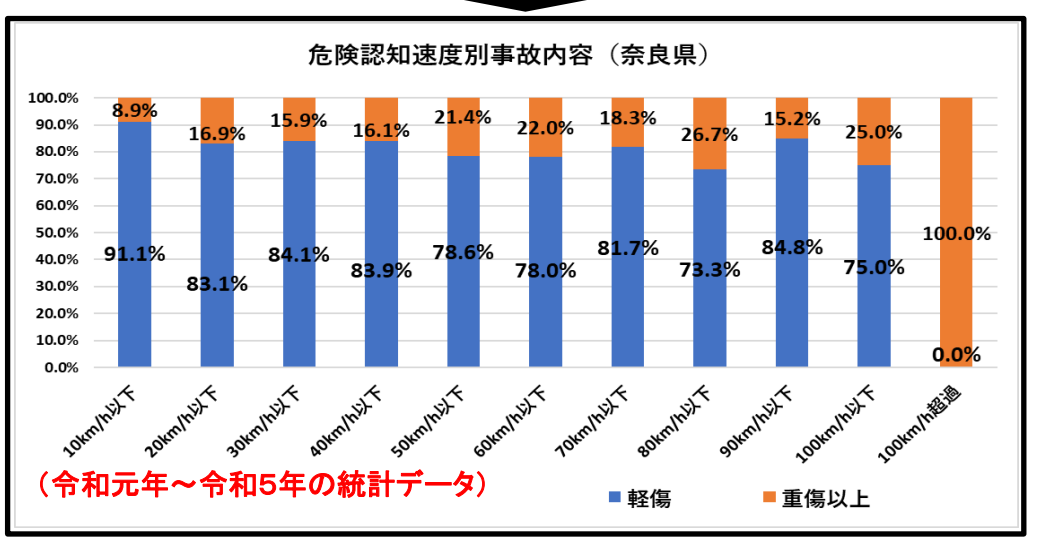

奈良県の交通情勢と速度管理の在り方

高速道路等 → **安全対策の重点路線に「名阪国道・西名阪自動車道・京奈和自動車道」を指定**

一般道路

※ 事故統計数値は、令和元年～令和5年までのものとなります。

※ 生活道路とは、「市街地」での「幅員が5.5m未満」の単路等をいいます。
※ 市街地道路とは、500m以上の区間に住宅、事業所、工場等の建物が混在する地域の道路をいいます。

	生 活 道 路	事故多発路線・エリア	市 街 地 道 路
特　　徴	① 人身事故は「8時台」「16時～17時台」の発生が多い。 ② 高齢者が関係する人身事故は「10時～11時台」「15時～16時台」の発生が多い。 ③ 子供が関係する人身事故は、「16時～17時台」の発生が多い。	① 人身事故は主要幹線道路の「国道24号、国道168号、国道165号、国道169号」の順に多く発生しており、死亡事故の約2割が同路線で発生している。 ② 50km/hを超える危険認知速度での人身事故は「奈良市、橿原市」のエリアが多い。	① 人身事故は、市街地道路で全体の約9割以上が発生し、そのうち、死亡事故の発生割合は約8割である。 ② 当事者（第1及び第2当事者共）の通行目的の約半数は「買物、訪問」である。 ③ 事故類型では、約6割が「追突、出会い頭」で、歩行者事故は約1割である。
重　　点	① 高齢者等が安心して歩ける生活道路の確保 ② 通学・通園路、未就学児集団移動経路の安全確保 ③ 通過車両の総量抑制と速度抑制 ④ 薄暮時、夜間における歩行者の安全対策	① 事故多発エリアの解消 ② 交通事故分析に基づく指導取締りの実施 ③ 合理的な速度規制の実施 ④ 事故につながる危険箇所の把握と点検	① 横断歩行者、自転車利用者が被害に遭う重大事故の防止 ② 地域の実情「観光地、大型店舗の立地等」に応じた速度規制の実施 ③ 運転者に対する注意喚起
主 要 施 策	① ゾーン30プラスの推進 ② 速度抑制のための物理的デバイスの設置 ③ 可搬式オービスを活用した速度取締りの実施 ④ 事故多発時間帯における警察活動の強化とより効果的な規制の実施 ⑤ 反射材用品等の活用促進	① 実勢速度の検証と速度規制の見直し ② 交通事故分析に基づく、パトカー、白バイ等による機動力を活かした指導取締り ③ 同一の国道等幹線道路を管轄する隣接警察署との連携による指導取締りの推進 ④ 交通事故分析に基づく安全性を高めるための道路環境改善の推進	① 実勢速度の検証と速度規制の見直し ② 交通事故分析に基づく指導取締りの実施 ③ 関係機関・団体と連携した安全教育の実施 ④ 街頭における「見せる・知らせる」広報啓発活動の推進
対 策 例	 通学路における 可搬式オービスによる取締り	 事故多発路線における道路環境改善 （法定外表示、区画線・減速マーク）	 市街地・駅周辺での啓発活動 （交通安全活動関係団体、警察）
地域・路線等	※ 県内各地の取締りについては、各警察署ごとに、地域、路線等を選定した「速度取締り指針」を公表中です。 ※ 県内の交通事故発生状況は、県警ホームページにてご確認ください。		